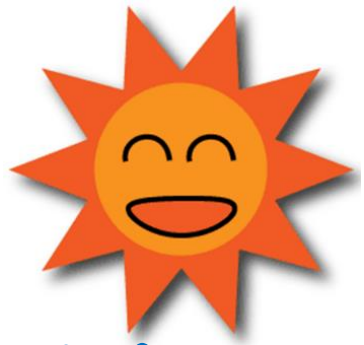


あんなか
住まいりー奨励金
ご案内



群馬県安中市 地域創造課

(令和2年11月 記者発表用)

安中市住まいりー奨励金 ご案内

1. 交付対象者 すべての要件を満たす方が対象です。

安中市内に住宅を初めて取得した方（法人は除く。）。

※令和3年1月1日以降に所有権保存登記又は所有権移転登記をしていること。

※住宅を共有で取得した場合は、共有者のうち1人に限る。

奨励金の交付の申請をする日までに、当該住宅に定住し、申請後も定住を継続する意思のある方。

※定住とは、当該住宅の所在地に住民登録し、その住宅を生活の本拠としていること。

市税の滞納がない方。

※共有の場合は、共有者にも市税の滞納がないこと。

過去に奨励金又は安中市勤労者住宅利子補給金の交付を受けたことがない方。

暴力団員等でない方（本人を含む世帯員全員）。



2. 交付額（奨励金の額）

☆基本額・・・50,000円

（※住宅取得費用（税込）の3%相当額、上限50,000円）

さらに、以下の要件を満たすことで、各種加算を受ける事ができます。

①転入加算・・・50,000円

申請者（配偶者がいる場合は、申請者又は配偶者）が安中市へ転入した。ただし、過去3年間、安中市に住民登録がなく、申請時に45歳以下である場合に限る。

②子ども加算・・・20,000円

申請時に、申請者（配偶者がいる場合は、申請者又は配偶者）に小学生以下

の子どもがいる。ただし、同居していない場合は、税法上の扶養控除を受けている場合に限る。

③空き家バンク加算・・・30,000円

取得した住宅が、安中市空き家バンク登録物件である。

④新幹線通勤加算・・・100,000円



申請時に、申請者（配偶者がいる場合は、申請者又は配偶者）が県外へ通勤のために安中榛名駅から定期券により新幹線を利用している。

【奨励金交付額（例）】基本＋加算①＋加算② の場合

基本5万円 ＋ 転入加算5万 ＋ 子ども加算2万 ＝ 12万円

3. 提出書類

☆申請者全員が提出する書類

- 安中市住まいり－奨励金交付申請書（様式第1号）
- 工事請負契約書や売買契約書など、住宅取得費用が分かるものの写し
- 住宅の不動産登記事項証明書の写し

☆各種加算を受ける場合

①転入加算

転入の日から、その3年前までの間に安中市に住民登録がないことが確認できる書類（戸籍の附票など）

※戸籍の附票…その戸籍が作られた時点からの住所の履歴を記載したものです。これにより転入日から3年前までの間に安中市に住民登録がないことを確認させていただきます。戸籍の附票は本籍地の市町村役場にて取得してください。婚姻などにより本籍地を変更している場合は、前本籍地にて取得する必要があります。

②子ども加算

小学生以下の子が申請者と同一の世帯にいる場合には添付書類は不要です。事情により小学生以下の子と別居している場合は、申請者（又は配偶者）と

子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本、及び申請者が税法上の扶養控除を受けていることを証明できる書類（源泉徴収票、確定申告書の写し など）を提出してください。

③空き家バンク加算

添付書類は不要です。申請時に、取得した住宅が空き家バンク登録物件であることをお申し出ください。

④新幹線通勤加算

就労及び新幹線通勤等証明書（様式第2号）及び新幹線定期券の写し

4. 申請期間 取得した住宅に定住を開始してから1年以内に申請する。

5. 提出先・問い合わせ先

〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀 245（松井田庁舎）

安中市産業政策部地域創造課地域政策係

TEL 027-382-1111（内線2631・2632）

メール souzou@city.annaka.lg.jp

不明な点はお気軽にお問い合わせください。

